

【1】 申込みに必要な書類

- 各種証明書類は申込日（提出日）から3ヵ月以内に発行されたものに限ります。
- **表内太字**は市指定様式ですので、保育こども園課窓口もしくは市ホームページから入手してください。市指定様式でない場合は、書類の再提出が必要となります。**就労証明書**は本冊子の後半に綴られておりますのでご活用ください。
- きょうだい児を同時に申し込む場合(2)、(3)の書類の提出は1部で構いません。ただし、申込時期が別々になる場合は各々での提出が必要になります。

◇共通書類（全員）

（1） 申込書類

No.	必要書類	備考	必要部数
1	教育・保育給付認定申請書兼施設利用申込書	記入例を必ずご確認ください。	申込児童につき1部
2	重要事項確認書	全ての項目をご確認の上、提出してください	
3	必要書類チェックシート	必要書類が全て揃っているかご確認ください。	

（2）「保育を必要とする事由」を証明する書類

No.	状況	必要書類	必要部数
1	就労 雇用されている方(会社員、公務員、派遣等)	就労証明書 ※育児休業からの復帰を希望する場合は、復職日の記載が必要	1部
	就労 自営業(協力者含む)	就労証明書 + ①～③のいずれかひとつ ①仕事内容が分かる資料(開業届、営業許可書等) ②直近3ヵ月分の売上が分かる資料(給与明細、通帳の写し等) ③最新の確定申告書の写し等 ※詳しくはP9参照	
2	妊娠・出産	親子健康手帳の分娩予定日記載ページの写し	
3	保護者の障がい	下記の①②いずれかひとつ ①身体・精神障害者手帳の写し ②療育手帳の写し	
4	保護者の疾病	診断書 (保護者・同居者用)	
5	親族の介護・看護	介護・看護申立書 + ①～④のいずれかひとつ ① 診断書 (介護・看護用) ②療育手帳の写し ③身体・精神障害者手帳の写し ※等級次第では、診断書が必要 ④介護保険被保険者証の写し ※要支援2又は要介護認定に限る	
6	災害復旧	罹災証明書等の被災を確認できる資料	
7	求職活動	求職活動申立書	
8	就学	下記の①②すべて ①在学証明書または入学許可証等 ②授業日数及び時間が確認できるカリキュラム等	
9	19歳以上65歳未満の同居人(祖父母、きょうだい等)がいる方	同居人の状況(No.1～8)を確認できる書類	

※保護者(父母)及び19歳以上65歳未満(R7.4.1時点)の同居人(祖父母等)全員分の書類提出が必要となります。

同居人の保育を必要とする事由を確認できる書類の提出がない場合は、申込児童を保育することができる同居人がいるとみなし、P15の調整指数の2(7)の減算(-3点)を適用します。

※親族の介護・看護要件の場合、要支援1での「保育を必要とする事由」は認められません。

◇追加書類（該当する方のみ）

（3）世帯状況に応じて必要となる書類

No.	状況	必要書類	必要部数
1	生活保護受給世帯	生活保護受給証明書	1部
2	ひとり親世帯 ※離婚後も父母が同居している又は事実婚の場合は対象外	下記の①～③のいずれかひとつ ①児童扶養手当受給者証書の写し ②母子及び父子家庭等医療費助成受給者証の写し ③婚姻していないことが分かる戸籍謄本	
3	ひとり親に準ずる世帯 ※父母が同居している又は離婚協議中の場合は対象外	離婚調停、裁判関係の証明となる書類 ※提出が無い場合は一般世帯としての認定になるため、父母両方の「保育の必要な証明」の提出が必要です	
4	在宅障がい者（児）のいる世帯	下記の①～③いずれかひとつ ①身体、精神障害者手帳の写し ②療育手帳の写し ③特別児童扶養手当証書の写し	
5	里親世帯等、児童養護施設へ入所している児童	養育する児童についての児童相談所長発行の証明書	
6	令和6年（または令和7年）1月1日時点で豊見城市に住所が無い方	申込書に個人番号（マイナンバー）を記入して下さい ・記入が困難な場合、令和6年度又は令和7年度若しくはその両方の市町村民税所得課税証明書（全項目が記載されたもの）を提出	
7	世帯全員が市外在住で転入予定の方	下記の①②すべて ①現住所の住民票謄本 ※世帯全員の名前・続柄入りのもの ②転入に係る誓約書	
8	保護者の一方が県外・離島在住の場合	県外・離島在住者の住民票謄本又は住民票抄本	
9	同一住所に別生計の世帯がいる方	別生計であることがわかる書類（それぞれの世帯の光熱費の領収書3か月分等）	
10	申込児童を認可外保育園等に入所させている方 ※育児休業、求職、就労（採用予定）は除く	認可外保育園等の受託証明書や保育料領収書等（任意） ※申込児童名と利用施設名の記載があるもの ※一時預かり等の利用は対象外	
11	保育士等として就労している方 ※入所後に採用予定または復職する保護者が対象 ※新規申込に限る	保育士等子ども優先入所のための誓約書	

※該当する状況が複数ある場合は、書類はすべて提出してください。

※保育料等算定においても必要な書類になります。詳しくはP19（4）をご確認ください。